

③ 建物、その他

学校、病院、官庁施設と一般家屋、工場、寺院、墓地などに対する諸元を調査しておかなければなければならない。

④ 用 水

井戸、貯水池などに対し、水深、水位、水量、使用時間など現況を調査しておかなければなければならない。

⑤ 地下埋設物

ガス、電力、通信および油送管などの地下埋設物について、材質、圧力、電圧、回線、管理者または所有者など現況諸元を調査しておかなければなければならない。

⑥ そ の 他

道路、鉄道、軌道、索道、発変電所、送配電線、通信線、温泉、採石場、鉱業所などこれら既設構造物の規模、構造、形状寸法、完成時期、使用状況、付近の地質および地形、トンネルならびに仮設備などの地点よりの距離、間隔などにつき予想される影響、あるいは支障となる程度の多寡により必要な現況を調査し、施工中または完成後発生する障害、苦情に対する明確な資料を得るため調査しておかなければならない。

第 15 条 土捨場の調査

土捨場を必要とする場合には、地形、土地取得の難易などについて調査しなければならない。

【解 説】 挖削土の利用後、土捨場を必要とする時は運搬、地目、用地取得の難易、包蔵能力、土留および排水設備の有無、既設構造物ならびに施設の有無および土捨をする場合の影響と移設、補強の必要性、土捨場予定地内 および影響を およぼす範囲の河川、溪流、地質などの現況を調査しておかなければならない。

第 6 章 補償対象調査

第 16 条 補償対象調査

トンネル工事のために影響の予想される範囲の補償対象事項については、着工前の状況を明らかにしておかなければならない。

【解 説】 トンネル工事のため影響が予想される範囲のトンネル自体および工事用設備

を含めて施工中ならびに完成後に生ずると思われる土地、各種権利などについて、たとえば 解説 表 1 の区分により着工前の現況を調査し、問題点、処理方法、解決のための見通しなどを調査しておかなければならない。

解説 表 1 補償区分

目	細目	記事
土 地	田 畑	所有者、面積、等級、樹種、数量、価格(借地料)、付属設備など(以下同じ)
	宅 山	地 林
	原 池	野 沼
	鉱 泉	地 地
	探 草	地 地
	墓	地
権 利	そ の 他	権利者、面積、借地料、離作料 同上に準ずる
	借 小	作
	鉱	業
	そ の 他	種類、規模、権利者および管理者経歴、現況 漁業権、採掘権など
建 物	建 物	所有者、構造、規模、経過年数、価格、付属設備など
	工 作 物	同上に準ずる
	そ の 他	地上権など
立竹木果樹	伐 移	樹種、樹令、数量、価格、現産出量
	そ の 他	移植
損 失	買 移	貿取、移転、環境の変化、その他 移転にともなう損失
	立 営	毛 業
	利	水
	環 境 の 变 化	
そ の 他	そ の 他	

第 17 条 工事実施上の規制調査

トンネル工事の実施にあたり、法令に基づく規制を受けるものがあるの
で、着工前に十分調査しなければならない。

【解 説】 工事実施に当り、影響が予想される範囲に法令に基づく保安林、防雪林、水
源涵養林、砂防抑止林、都市計画、文化財、河川、国立公園、地すべり指定地、その他こ
れに準ずるものがある時は、種々の規制を受け、場合によっては計画の変更を余儀なくさ
れることがある。したがって、この場合は工事の与える影響の範囲、程度、これに対する
規制の程度、対策、管理者に対する諸手続などを調査しておかなければならぬ。